

(案の1)

Democracy for Teachers and Children～「君が代」調教やめて～
との協議等議事録（要旨）

教育委員会事務局

- 1 日 時 令和8年2月19日（木）午後3時30分～午後5時30分
- 2 場 所 大阪市役所地下1階 第1共通会議室
- 3 団 体 名 Democracy for Teachers and Children～「君が代」調教やめて～
- 4 協議等の趣旨 「君が代」指導と卒業式のあり方について
- 5 出 席 者
（団体側）
代表者 他6名
（本 市）
教育委員会事務局 2名

6 議 事

（1）君が代指導について（項目番号1）

団体要望概要

- 1 発達段階に応じて歌詞の意味や歌の背景を理解することが望ましいと考えているのか。
- 1－2 歌の背景というものについて、いつ頃にできて、いつ頃から歌われるようになって、などの歴史的な部分も要素として含んでいると考えるがどうか。
- 2 君が代指導においては古歌の元歌から国歌とされている現在までの君が代の歴史を説明して理解を深めることが望ましいと考えるが、大阪市教育委員会はどうか考えているのか。
- 3－1 歴史的事実を伝えたことで、児童生徒が国旗・国歌を尊重する態度をとらなかった場合、指導が学習指導要領違反となるのか。
- 3－2 君が代以外に、趣旨を踏まえて、尊重する態度を養い、歌えるように指導するという扱いをしている歌はあるか。
- 4 君が代について、指導資料や研修がないのはなぜか。

本市説明概要

- 1 歌の指導として曲の全体的な要素や箇所によってどう歌う方がいいのかなどを学ぶ際に歌詞も影響してくると考える。
- 1－2 一般的にその理解であると考えている。
- 2 教育委員会としては、学習指導要領に則り、各校において適切な教育課程を編成することが大切であると考えている。

(案の1)

- 3—1 学習指導要領の趣旨を踏まえた指導をしている限りにおいて、学習指導要領違反にはあたらない。
- 3—2 他国の国歌をもし教え、取り上げることがあれば同じになるのかと考える。
- 4 学習指導要領に従って適切な指導が行われるものと認識している。

(2) 卒業式のあり方について(項目番号2)

団体要望概要

- 1 壇上正面に国旗を掲揚することを指示したのは、いつ発出したどのような通知か。
- 2 通知については、どういったものを根拠として作成されているのか。
- 3 卒業式のあり方についての質問1への回答において、学習指導要領解説からの文言が、学習指導要領からの文言であるように書いてあるのは誤りではないか。
- 4 卒業式の儀礼について、戦争への総力動員のために新たに創られた儀礼であることが史実から明らかになっていると指摘したが、それについての見解はどうか。
- 4—2 かつて学校教育が戦争動員の道具にされたという歴史を繰り返して欲しくない。(意見のみ)
- 5 学習指導要領の趣旨を踏まえ、国旗の掲揚、国歌の斉唱を適切に実施、における「適切に実施」の中には、「日の丸」壇上正面掲揚を含むのか。
- 6 卒業式の実施にあたって子どもの権利条約は考慮されるべき国際条約であると考えているか。
- 7 卒業式を、児童・生徒の意見を聞きながら、学校が創造的につくる行事にすべきだと考えるがどうか。
- 7—2 子どもたちが主体的に参加して作り上げる卒業式ということができない原因として、日の丸君が代がある。(意見のみ)

本市説明概要

- 1 平成26年2月6日付、教委校第63号「卒業式及び入学式における国旗掲揚・国歌斉唱について(通知)」を発出している。
- 2 学習指導要領及び大阪市の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例の趣旨を踏まえた通知として発出している。
- 3 学習指導要領の内容を補足する意図で学習指導要領解説の文言を続けて引用したが、今後は明確に区別するようにする。
- 4 卒業式・入学式を実施するにあたり、学習指導要領の趣旨を踏まえ、国旗の掲揚と国歌の斉唱を適切に実施するよう通知している。
- 5 壇上正面に国旗を掲揚することは含まれていると認識している。
- 6 すべての教育活動において、子供の権利条約は考慮されるものと認識している。
- 7 卒業式については、学習指導要領に基づき、各校において適切に実施されるものと認識している。